

## ルターと「皇帝に対する武力抵抗権」

——領邦教会制の対外的弁証——

永田 諒 一

【要約】 ドイツの宗教改革は、「救済の確実性いかに」というルターの内面的な信仰疑問からはじまり、領邦教会制の確立という制度的解決に帰着した。改革の過程で、常にその理論化の作業を担ってきたルターには、大きくわけて三つの課題が課せられていたと考えられる。(1)教皇制の否定、(2)領邦君主の教会首長権、(3)皇帝に対する領邦国家主権、の弁証である。はじめの二点の解決は比較的、容易であった。第一点は、「万人司祭制」の原理により改革の当初から、第二点についても、「臨時司教」論によりほとんど理論化される。しかし、困難であったのは、第三の課題である。本稿は、皇帝に対する領邦君主の武力抵抗権について、ルターの見解の変容をたどる。それは当初、否定されたにもかかわらず、一五三〇年にひとまず容認され、三十九年に弁証を伴って積極的に肯定される。その承認は、前二点の場合と比較して、著しく遅れ、また受動的であった。その理由は、ルター思想の特殊な思惟構造に求められる。

史林 六五巻二号 一九八二年三月

### はじめに

ドイツの宗教改革の帰結は領邦教会制の確立であった。改革の進展のなかで、宗教改革者ルターが、その立場上の困難にもかかわらず、改革に決定的な影響力を行使した最大の理論的指導者であり続けたことに異論はなからう。<sup>①</sup>彼は信仰問題のみならず、また領邦教会制確立のための神学的弁証にも従事する。そのとき、彼に課せられた課題は三点に要約されると考えられる。ローマ教皇制の否認、領邦君主への教会首長権の賦与、皇帝権力に対する領邦君主の国家主権の認承が、

のである。なぜなら、領邦教会制とは中世的なキリスト教共同体理念に基く教会制度に対する新しい対抗制度であり、この中世的理念の破碎が上述の課題の解決にはかならないからである。まず、教皇制の否認はルター思想の核心と結合しており、この問題は改革の出発点においてすでに解決されていたことに多くの説明は要しない。信仰者と神との関係を個人化、内面化する「信仰のみ」による義認に基く教会論は「万人司祭制」であり、それは当然、救済アンシユタルトとしての聖職者ヒエラルヒーである教皇制の存在を否定する。ルターにとって、教皇は天国への門を開く鍵の保有者ではなく、一般信徒に委託されて、彼らの信仰生活の世話に従事する「鍵番の執事」にすぎない<sup>②</sup>。次に、領邦教会制の対内的弁証である領邦君主の教会首長権についても、ルターは「臨時司教」論として基本的には一五二〇年代の前半までに理論化していたことが、ホルの古典的研究によって明らかにされている<sup>③</sup>。わが国においても、それを中村賢二郎氏が紹介している<sup>④</sup>。ルターの職務論によれば、聖職者はその職務を信徒に委託されているのであり、彼らの怠慢により教会に混乱と危機が生じたときには、原理上は、すべての信仰者がこの混乱と危機を打開し、教会を再建する資格をもつことになる。しかし、彼の論理は、現実的には、そのような「非常時」に際して、「それをよくなしうる者」がその使命を引き上げるべきであり、世俗の支配権力においてはそのような者は存在しないという「臨時司教」論に収束する。領邦君主は臨時司教に最もふさわしい支配権力者であった。第三の論点である皇帝に対する領邦君主の国家主権の認承は、領邦教会制がいわゆる国教会制の一類型である以上は、ドイツにおいて不可避免的に生起する問題であるにもかかわらず、それを詳解に論考した研究は稀である<sup>⑤</sup>。そのなかで、近年わが国においても目ざましい進捗ぶりをみせている神学的な「二世界統治説」研究は、この課題をそのジャンルに含んでおり、それを明晰に論理づけて説明する方向性を提示していると思われる点で注目に値する<sup>⑥</sup>。とはいえ、現況における「二世界統治説」研究の目的は、ルターによるキリスト教徒の抵抗権理解を神学的に解明することであり、ここでの問題関心とは必ずしも一致していない。

本稿の目的は、以上のような研究現状の認識に立ち、領邦教会制の対外的弁証という視角から、「二世界統治説」研究

の成果に基いて、ルターにおける皇帝に対する領邦君主の抵抗権理論の変遷をあとづけることにある。

① ワイマル版ルター全集に収められた彼の書簡二六五〇通のうち、

*Gesammelte Aufsätze zur Kirchengeschichte* 1, Tübingen 1948, S. 326 ff.

およそ三分の一がいわゆる世俗の支配権力者に宛てたものである。その割合は年代とともに増大する。一五三七年から三十九年の期間には、支配権力者との文通が半数を越える。彼らのうち、最も多く書簡を受けたのは、

④ 中村賢二郎『宗教改革と国家』ミネルヴァ書房、一九七六年、八四頁以降。

「*Luthers Briefe und Gutachten an weltliche Oberkeiten zur Durchführung der Reformation*, München 1975.

⑤ W. Günter, *Martin Luthers Vorstellung von der Reichsverfassung* Münster 1976 は非神学的な視角で立つ数少ない最近の研究といへ、部分的ではあるが、このような問題設定を含んでいる。

② Vgl. *An den Christlichen Adel deutscher Nation von des Christlichen standes bessernng*, 1520, in: *Martin Luthers Werke, kritische Gesamtausgabe*, hrsg. v. J. K. F. Knaake usw., Weimar 1883, Bd. 6, (217 WA 26略註)

③ K. Holl, Luther und das landesherrliche Kirchenregiment, in:

⑥ 倉松功『ルター神学とその社会教説の基礎構造』創文社、一九七七年は、その代表的な研究である。欧米における研究の輪郭を知るための文献として、G. Wolf, hrsg., *Luther und die Obrigkeit*, Darmstadt 1972 及び K. D. Schmidt, *Luthers Staatsauffassung*, Luther, 1961 Heft 3, S. 77 ff. が手頃である。

## 一 思维の基礎構造

「二世界統治説」Zwei-Reiche-Lehre, oder Zwei-Regimente-Lehre とは神学的に整合化されたルターの世界観の基本構造である<sup>①</sup>。しかし、それはスコラ学が成就したような、国家あるいは支配権力の本質をキリスト教的な世界観のなかに位置づけた合目的な宗教哲学的体系ではない<sup>②</sup>。それは、「信仰のみ」による義認という救済原理、即ち聖書のなかに証言された神の恩寵に応えうる人間の信仰様式に、当該の論点が即応するか、否かを唯一のメルクマールとして理論化された現存社会秩序を神学から整合的に説明する省察にすぎない<sup>③</sup>。従って、ルター思想からその社会理論、ないしは支配権力論を抽出して、自己完結的な考察を試みるかぎりでは、それは現存する秩序関係のほぼ全面的な肯定、あるいは強化として現われる<sup>④</sup>。彼が原則的には、支配権力への絶対服従を説いた事実には疑問はない。はじめに、本稿の課題に必要な基本的知

識を得るために、「二世界統治説」の論理に従って、ルターの支配権力論の骨組みを把握しておく。その際の叙述は、本稿の関心に適合的なワイマールとゲルンシュテンコーンの明解な研究に依拠している。<sup>⑤</sup>

神は悪魔に抗して人間世界を保持するために、二種の支配系を創設した。恩寵、信仰、福音に従う靈的支配 Geistliches Regiment と、理性、業、律法に従う世俗的支配 Weltliches Regiment とが、それである。この一対の支配系はキリストの出現によって成立し、ともにキリストを頭目として終末の日まで続くはずである。ルターの「二世界統治説」は、このように、キリストによる人間救済のための歴史的な機関として、二種の支配系を設定するという救済史的な定義を基礎に展開される。その構想の確立は、すでに一五二六年の著作に確められる。

神は二種類の支配を人間の間に設けられた。ひとつは、剣によらず、言葉による靈的なものであり、これによってひとは信仰を得て義なる者となり、その義とともに永遠の生命を得るのである。このような義を、神は説教者たちに命じた言葉によって保つのである。もうひとつの支配は、剣による世俗の支配である。言葉によって信仰を得て義となり、永遠の生命に至ることを望まないひとも、現世に対しては従順で正しい者であるように、この世俗の支配によって強制されるのである。このような正義を、神は剣によって保持するのである。<sup>⑥</sup>

ここに説明されるように、靈的支配とは不可視的な信仰共同体である。<sup>⑦</sup>従って、靈的支配は本稿の直接的な論考の対象ではないが、ルターの論理の出発点として、その概略を知ることが無意味ではない。靈的支配には、真のキリスト教徒が服属する。彼らはこの支配の目的である魂の幸福、永遠の生命を獲得するために、神の前で敬虔、公正を体得する教育をうける。教育の手段は、神の言葉である聖書、具体的には説教、教化、訓戒である。もちろん、これらに強制力が伴うことはない。以上のような機能からわかるように、靈的支配が対象領域とするのは、超現世的な財貨である魂、信仰、倫理に限定される。この支配に服属する人々には、神の言葉への服従が規律として与えられ、その実践への配慮を説教職にある者が行う。そして、靈的支配に忠順なる「義なる者」には、報酬として魂の幸福、永遠の生命が約束される。次に、靈

的支配と対置される世俗的支配が、本稿の対象となる支配権力を存在させる現世の秩序である。世俗的支配には、キリスト教徒であるか、否かを問わずに、あらゆる人間が服従する。現世における平和と秩序の保持がこの支配の目的であり、それは現世的な意味での正義の立場に立ち、悪人を処罰し、善人に報いを与えるという方法で達成される。剣に象徴される理性的な法に基づく司法、統治、戦争の遂行がその手段であり、それは必然的に強制力を伴っている。世俗的支配が及ぶ領域は、現世的な財貨である肉体、生活、財産、尊厳、名望、等である。この支配を神に委託されて、支配権力者である皇帝、諸侯、都市参事会員、裁判官、官吏、家長、更にスルタン等の異教徒の支配者たちが行使する。彼らの支配下にある人々には、彼ら及び彼らの命令に服する義務が課せられ、恭順な「正しき者」には報賞として現世的な財貨が下賜される。

以上の定式化から理解されるように、現世の秩序である世俗的支配は、キリスト教徒の不可視的共同体である靈的支配の対置物として、キリスト教性とは無関係に構成されている。<sup>⑧</sup>その論理を単純に適用すれば、真のキリスト教徒は世俗的支配の拘束をうける必要がなくなるはずである。しかし、彼らはキリスト教的「隣人愛」の発現として、自らのためではなく、他人のために生きるという救済史的な補助論理に従って、靈的支配とともに世俗的支配のもとにも喜んで服従する。世俗的支配の体系にキリスト教性が介入しない以上、その支配を神に委託されて維持する支配権力の職務も宗教性とは独立的に定義されている。とはいえ、支配権力者がキリスト教徒である場合と、異教徒である場合とは、自ずと異った状況が生じる。次に、この二様の場合にわけて、世俗的支配における支配権力の職務能力とその特性を整理する。まず、トルコのスルタン、古代ローマの皇帝等の非キリスト教徒がその職にある場合である。<sup>⑨</sup>彼はキリスト教に無知であるゆえに、世俗的支配が靈的支配と対置される神の二つの支配系の一方であるという認識を欠くが、自らの自然的、理性的な資質に基いて、十全なる世俗的支配を実現することができる。<sup>⑩</sup>彼もその意味では、神の意に叶うことができる。現世の平和と秩序と幸福を確立することを自らの職務と自覚して、自然法的秩序の追求に忠実な彼らのなかには、旧約聖書に現われ

る諸王の治世の例が示すように、世俗的支配の完成度においては、キリスト教徒の支配権力に勝って高度な才覚を示す者がいる。<sup>⑬</sup> 無能なキリスト教徒の支配権力よりは、有能な異教徒の支配権力のもとで生活することを選択したいというルターの警句的な発言は、そのような論拠に立っている。<sup>⑭</sup> しかしながら、異教徒の支配権力はその支配技術に巧みであるとしても、世俗的支配、及び支配権力が存在する意味を形式的、あるいは物質的にしか理解できない。異教徒の思考は世俗的支配の必要性を認識するが、霊的支配との対比において説明されるその救済史的役割への洞察、そしてその「真の」究極的な目的への関心を欠いているという点で不完全である。理性と経験的な認識とを最高度に活用して展開されるアリストテレス、プラトン、キケロ等の国家論はその好例である。<sup>⑮</sup> 彼らの論理の行きつくところは、現世秩序を神ではなく人間の産物とする「思いがあり」、ないしは支配権力の神格化でしかない。<sup>⑯</sup> 支配権力の統治が円滑に行われている時期はともかく、それが行きづまるときには、彼らの説く国家は前述の不完全性のゆえに、危機的状況に直面せねばならない。なぜなら、彼らの国家論には支配権力の専制化、領民の不満の爆発を抑止する歯止めの論証が生れないからである。

次に、キリスト教徒が支配権力の座にある場合である。<sup>⑰</sup> キリスト教的な自然的資質がルターの論理に存在しない以上、彼もまたその職務遂行に関して、異教徒の支配権力に欠如する特別な能力や意義を保持するわけではない。<sup>⑱</sup> 両者を区別するのは、後者に欠けている、自然的資質を支える精神的な心体を前者が備えていることである。キリスト教徒の支配権力は、人間社会が神の創造物であり、彼自らが神の道具にすぎないことを認識している。<sup>⑲</sup> また彼は、支配権力の公正な行使による栄誉も、自らにではなく、神に帰せられること、そして現世が常に来世と結合していることを自覚している。<sup>⑳</sup> 従って、キリスト教徒の支配権力はこのような自覚のゆえに、異教徒のそれより、支配権力としてよりふさわしい。<sup>㉑</sup> 彼は「第一に、神に対しては、正しい信頼と心からの祈りをもって臨み、第二に、自らの領民に対しては、愛とキリスト教徒としての奉仕とをもって接し、第三に、自分の顧問、諸官に対しては、自由な理性ととらわれない分別とをもって相対し、第四に、悪をなす者に対しては、控え目であるにせよ、真剣かつ厳格に向う」<sup>㉒</sup> ことができるはずである。

以上のように、「二世界統治説」を基礎とするルターの支配権力論は、その論理に従うかぎりには明解である。しかし、そのようないわば純粹思惟により形成された理論を現実世界に実現させようとする場合に、容易ならざる困難が生起するであろうことは想像に難くない。皇帝に対する領邦君主の武力抵抗権の問題は、政治のレアリズムに直面して続いたルター論理を繕いなおす作業として現われる。

- ① 「二世界統治説」は、ルターの諸著作から彼の思惟の基本構造を抽出することにより、信仰理念と社会理念とを体系化して捉えようとする試みであり、従ってそれを研究者の「解釈」とみなすことも不可能ではない。しかし、原理的には、ルター自身がそのような説明が自らの意図であることを表明しているの<sup>9</sup>、「二世界統治説」はルター自身の思想系であると考えられる。Vgl. Schmidt, a. a. O., S. 97 f. 彼には、完結的なキリスト教国家論はおろか、福音主義に適合的な特定の政治体制への志向さえも認められな<sup>10</sup>。Günter, a. a. O., S. 29 u. 131; Schmidt, a. a. O., S. 105; W. v. Löwenich, Das Neue in Luthers Gedanken über den Staat, in: Wolf, a. a. O., S. 90 f.
- ② その関心は「ひととはキリスト教徒として、現世でいかなる生活やすべきか」という疑問表現にいかんにかかっている。支配権力論とされるルターの主要な著作の表題『世俗の支配権力について』ひとはいかにこの程度まで服従すべきか』Von weltlicher überhey, wie weit man ihr gehorsam schuldig sey, 1523, 『平人への救済とて』Ob briegsteit auch ynn seligen stunde seyn kunden, 1526 等々<sup>11</sup>、その関心を証している。H. Bornkamm, Die Frage der Obrigkeit im Reformationszeitalter, in: Das Jahrhundert der Reformation, Göttingen 1966, S. 283 f.; H. J. Grimm, Luther's Conception of Territorial and National Loyalty, Church History 17, 1948, S. 84.
- ④ 社会的にルターの社会理論の全貌を明らかにした E. Troeltsch, Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen, Tübingen 1923 は、このような視角に立つ。ルターの社会理論は、所与の諸関係を自然律法と予定の導きとして自明的に捉えており、その弁証として彼に必要とされるのは、原理的な神学的・倫理的総体観の提示だけであつた (Ebenda, S. 547) とはいふところの指摘は、ルターの社会理論を客観的に理解しようとするかぎりには適確である。
- ⑤ E. Weymar, Martin Luther: Obrigkeit, Gehorsam und Widerstand, in: Wolf, a. a. O., S. 303 ff.; H. R. Gernstenkom, Von der Obrigkeit und von der Macht nach Martin Luther, in: Wolf, a. a. O., S. 77 ff.
- ⑥ Ob briegsteit auch ynn seligen stunde seyn kunden, 1526, WA 19, S. 629.
- ⑦ この節については、vgl. Weymar, a. a. O., S. 303 ff., bes. S. 312 f. 二種の支配系の関係について論じたルターの代表的著作として、Von weltlicher überhey, wie weit man ihr gehorsam schuldig sey, 1523, WA 11, S. 247 ff. 及び Ob briegsteit, 1526, WA 19, S. 623 ff. 等を。
- ⑧ 本章の註④を参照。
- ⑨ Schmidt, a. a. O., S. 105.
- ⑩ 「支配権力」は、ルターの社会理論研究に際して、一般的に用いら

な Oberigkeit の訳語である。しかし、ルター自身は通常、その同時代の用語である oberkeit (iberkeit) を用いる。Oberigkeit の意味を「支配権」ととるか、「支配権を行使する機関、個人」ととるかについて、ルターの時代が oberkeit の語義の変化期にあたっている事情もあり、必ずしも研究者間で用法の一致は認められないようである。本稿では、「支配権力」Oberigkeit を「支配権を行使する機関、個人」(政府、官憲、当局、その筋、お上、等)の意味で、またルターの oberkeit についてはその都度「文脈に従った訳語を用いる」。

Vgl. Bornkamm, a. a. O., S. 294 ff.

⑩ この節については vgl. Gernstenkorn, a. a. O., S. 77 ff. など。ルターは、人間は本来的に自然法を体得しようとする。T. McNeill, Natural Law in the Thought of Luther, *Church History* 10, 1941, S. 221.

⑪ Von weltlicher iherhey, WA 11, S. 264.

⑫ Vgl. Psalm 101, WA 51, S. 226, u. Exoduspredigten, WA 16, S. 553.

⑬ Deuteronomion Mosi, WA 14, S. 552.

⑭ Vgl. Psalm 127, WA 40-3, S. 202 ff.

⑮ Ebenda.

## 二 抵抗権理論の変容

ルターの支配権力論に従えば、領邦君主はその主君である皇帝に服従しなければならぬ<sup>①</sup>。しかし、ルターは改革の進展とともに、次第に領邦君主の皇帝に対する武力抵抗を容認する方向に向い、一五三九年にはこれを積極的に肯定している。そのような主張の変容を確認する意味で、本章では、抵抗権問題について、その出発点と終着点に位置する対照的な

① この節については、vgl. Gernstenkorn, a. a. O., S. 84 ff.

② 聖書を唯一の典拠として、その章句を、常識的な知識と信仰への熱意により解釈すること、これが支配権力論を構成させるルターの思考作業である。当然、聖書の題材となった時代にキリスト教徒が支配権力の座につくことはなかった。従って、このような思考の手順を、むかざりは、支配権力に特殊キリスト教的な能力が賦与されることにはな。Vgl. Bornkamm, a. a. O., S. 297 f.

③ WA 40-3, S. 16 u. 216.

④ WA 30-1, S. 436 f.

⑤ Von weltlicher iherhey, WA 11, S. 258.

⑥ Ebenda.

⑦ ルターはキリスト教徒の支配権力の優越性を説くが、周知のように、その一方で、「君侯が天国では珍らしい肉だといわれるように」(真の)キリスト教徒である君侯はほとんどいない」(Ob kriegsruhe, WA 19, S. 648.)という発言にみられるように、その理想を体現する君主は皆無に等しいとしばしば嘆息している。もちろん、たとえ君主が不十分なキリスト教的資質しかもたないとしても、そのことは彼の支配権力者としての資格を危くする論拠とはならない。

二つの著作を検討する。

一五二六年の年末に発表された『軍人もまた救われるか』<sup>②</sup> *Ob kriegsleuthe auch ynn seligen stand seyn kunden* は、支配権力間の抵抗権に関するルターの当初の所説を最も詳解に、かつ簡潔に述べている。執筆当時は、ルターの帝国アハトを宣した二一年のウォルムス勅令をめぐる、皇帝とルターの保護者であるザクセン選挙侯との間に立場の微妙な相違があったとはいえ、未だ対立を顕在化させる大きな事件も起こっていない<sup>③</sup>。従って、この著作の論述は政治的な環境に影響されることなく、ほぼ純粹にルターの信仰信念に立脚していると考えられる。

ルターは剣の職（支配権力）も、また戦争行為もともに神の定めるところであり、それ自身では邪惡な存在ではないという前提から論をたてる<sup>④</sup>。ただ、そのときに職務と個人とを区別せねばならず、職責にない者が戦争を遂行することはできない。戦争行為は、「よい医者の場合と同じである。病氣が大変、重く、ひどく、生命を救うために手や足や眼を切断し、切開せねばならないときに、ひとがもしその医者が切り落とした手足をみると、その医者は恐ろしい無慈悲な人であるようにみえる。しかし、もしひとが医者がそうすることによって救おうとしている身体をみれば、その医者は実は秀れた誠実な人であり、（それ自身に関するかぎり）善良なキリスト教的な行為をなすのだということがわかるのである」<sup>⑤</sup>。以上の原則が、支配権力間の戦争行為の正邪を明らかにする。(1)まず、下位の支配権力が上位のそれに対して戦う場合<sup>⑥</sup>。「これについては、次のような規定がある。自己の主君に逆って戦ったり、争ったりしてはならない。なぜなら、支配権力には服従、榮譽、畏敬をささげるべきだからである。……要するに、これは規定そのもので、神が自ら定めたものであり、人間も受けいれているものである」<sup>⑦</sup>。この抵抗禁止の規定は、主君が公正である場合だけでなく、暴君と化したときにも有効である。もちろん、「君侯や王、または主君が氣が狂った場合には、それを退けて監禁することは恐らく道理に適うであろう」<sup>⑧</sup>。しかし、狂人と暴君とを混同してはいけない。「というのは、暴君は狂人よりずっと多くの能力がある。暴君は不正を行うときに、やはりそれが不正であることを知っている。彼にはまだ良心も認識もある。また、彼が善

良になり、忠告や教訓を受けいれ、それに従うという希望も残っているのである。<sup>⑨</sup>ローマの諸皇帝の暗殺、スイスのハプスブルク家からの独立、一五二三年に起きた、臣下への誓約に違反したデンマーク王の追放<sup>⑩</sup>、等は主君の暴政に対する抵抗であるが、いずれもキリスト教徒が模範とすべき例ではない。彼は、暴君が彼の財産、生命、妻子を滅したとしても、それを甘受せねばならない。暴君を罰することができるのは神だけである。但し、例外的な状況が二通り考えられる。支配権力が信仰について、即ち靈的支配の領域に干渉して、領民を迫害するときには、抵抗は許されないが、逃亡という手段が可能である。「君侯、または主君が福音を忍ぼうとしない場合には、福音が説かれている別の侯国に行けばよいのである。キリストも『ひとつの町で迫害されたら、他の町へ逃げなさい』<sup>⑪</sup>といっている。」<sup>⑫</sup>また、支配権力が領民に不正行為を行うことを強要したときには、彼は服従してはならない。しかし、彼はその不服従のゆえに「ふりかかってくる」と「支配権力による制裁」を神のために甘んじて受けねばならない。<sup>⑬</sup>(2)次に、同位の立場にある支配権力間の戦争の場合。<sup>⑭</sup>この場合には、当事者間に支配関係はないので、理由が正当であるときには武力行使が許される。しかし、「同位の者に対する「正当な」戦争はやむをえずするもの、神への畏敬の心をもって起こるものである。やむをえぬとは、敵方が隣人を攻撃し、干渉してきたときに、裁判、審判、条約を申しでも、あらゆる悪口や悪計を忍んでも、穏やかな態度を守っていても、なんの役にも立たず、かえって「敵方が」頭を突きたてて一直線に攻撃しようとするときのことである。」<sup>⑮</sup>「戦争は単に戦争であるだけでなく、やむをえぬ防衛、あるいは正当防衛と呼ぶるものでなければならぬ。」<sup>⑯</sup>ローマに対するカルタゴの強引な宣戦、好戦的なトルコのスルタンの侵略、皇帝カール五世に対する仏王フランソワ一世の挑発は、不正な戦争の例である。なお、ルターは同位の支配権力の対立の場合については、前述の付帯事項について言及していない。(3)第三に、上位の支配権力による下位のそれに対する武力行使の場合。<sup>⑰</sup>それは(1)の場合の逆視点にほかならず、下位の支配権力はそのとき抵抗することができない。

以上に説明された内容は、「二世界統治説」に基づく支配権力論の特定状況についての具体化であると考えてよいであろう。

さて、次にとりあげるのは、皇帝に対する諸侯の武力抵抗を勧奨するルターの最終的な見解と認められる一五三九年三月の『皇帝に対する抵抗権についての連続討論の提題』<sup>⑮</sup> *Disputationes circulum expedientes. Die Zirkeldisputation über das Recht des Widerstands gegen den Kaiser* である。二六年の『軍人もまた』脱稿以来、十余年にしてルターはこの『提題』で、『軍人もまた』とは正反対の主張を神学的に弁証する。

(1) ルターはやはり「二世界統治説」に従って立論する。キリスト教徒にとって、世俗的支配の掟と霊的支配の教えとは矛盾しない。両支配の接点に位置する問題については、信仰告白の堅持を優先させて、その他の点では世俗的支配に従うこと、これが原則である。

八、キリストが第二の板〔世俗的支配の掟〕の律法を廃止するためではなく、むしろ確立するために、〔霊的支配の教えを携えて〕来臨したことは確実である。……〔従って〕二四、第一の板〔霊的支配の教え〕の、即ち信仰告白のことがら以外では、すべてのものは獲得され、保持され、維持され、管理されねばならない。……三〇、信仰告白のことがら以外では、キリスト教徒はこの世の市民であるから、第二の板に適用自分の国のことがらを行い、担わねばならない。<sup>⑯</sup>

(2) この原則に従ってキリスト教徒が世俗的支配のもとで生活するときに、次に論点となるのは、支配権力と強盗とを区別することである。信仰を理由としていても、強盗がひとに暴力をふるう場合には、それに抵抗すべきであるが、支配権力がそうする場合には甘受すべきである。

三一、キリスト教徒であるという理由で、もし強盗か、盗賊があなたに暴力をふるい、あなたから奪おうとするならば、あなたはこの世の忠実な市民であらうとするかぎり、ここで悪に抵抗すべきである。……三三、こうして、強盗が街道であなたをキリストのゆえに殺そうとするならば、彼を殺すようなことになったとしても、あなたは自分の身を守らねばならない。……〔しかし〕三六、もし、この世の支配権力が粗暴であったり、邪悪なキリスト教徒であり、キリストのゆえにあなたを迫害するならば、あなたはすべてのものを放棄し、売却し、失うべきである。……〔なぜなら〕三八、……この世の支配権力は、粗暴あるいは不信仰であるとし

ても、私たちに敵対しているのではなく、第二の板に關しては私たちの味方であり、私たちのためのものである。<sup>②</sup>

(3) ところで、福音の教えと世俗支配の掟を踏みにじっている教皇は、強盜と同じ、あるいはもはや悪魔に従う怪物、熊狼である。ひとは世俗的支配の掟に従って、この怪物を強盜と同様に退治せねばならない。

五一、教皇が教会的にも、この世的にも、家政的にも支配権力ではないことは明白である。……五六、むしろ、彼は神のものであるすべてのもの、神々の神に逆う者だとダニエルがいつている怪物である。……五八、私たちドイツ人は、「この怪物を」熊狼 *Beowolf* と呼ぶ。……「従って」、六〇、熊狼を滅すために、これがどれほど逃げまわろうとも、すべての町や村、すべての人が一致団結して行動することが肝要である。<sup>③</sup>

(4) そのときに、皇帝あるいはカトリック派諸侯たちが、熊狼である教皇を退治せずに野放しにするとすれば、彼らは支配権力の職責を放棄していることになる。とすれば、彼らはもはや支配権力ではなく、熊狼の仲間に等しい。彼らもまた退治せねばならない。

六三、裁判官や村の農民たち(「皇帝、カトリック派諸侯をさす」)がこの野獣(「教皇」)を放してやることを命じたり、弁護しても、それを意に介する必要はない。六四、なぜなら、裁判官や村の農民たちはこの怪物の本性を知っており、怪物を追いかけている者以上に、熱心に怪物を追いかねばならないはずだからである。六四、もし、裁判官や村の農民たちが混乱のなかで、怪物を追う者たちによって殺されるとしても、それだからといって不正が行われたことにはならない。……六九、強盜のもとで戦う者はだれであれ、戦いに参加した結果、永遠の滅びの危険を負わねばならない。<sup>④</sup>

以上のように、『提題』の主張は論理をたどるかぎりでは、「二世界統治説」そして『軍人もまた』のそれを翻したものである。靈的支配の教えを信仰告白の保持に限定することにより、靈的支配と世俗的支配の境界線を幾分ずらして、後者の領域を拡大、尊重した事実が認められるが、それは『提題』の主要な論点ではない。解決はすべて、世俗的支配の掟の解釈によって運ばれている。皇帝をやはり支配権力とは認めずに、(従って、暴君でもない)強盜と認定しているこ

とがそれである。いうまでもなく、世俗的支配の掟は強盗の速かな処罰を命じている。<sup>②</sup>

このような解釈の手直しは宗教改革の推移のなかで、決定的な契機のひとつをなすことは明白であろう。領邦教会制の確立を妨げていた皇帝への武力抵抗という理論的な障害が、改革理論の根底を危くすることなく除去されるのである。次章以下に、一五二六年から三十九年に至る期間における、福音主義諸侯と皇帝との対立諸事件に対するルターの発言を整理することにより、以上にみた変容の過程を説明する。変容の道程は決して平坦ではない。

① ルターは、「(神聖ローマ) 帝國」をキリスト教世界の総体ではなく、ドイツの領域の意味で、また「皇帝」をキリスト教世界の首長ではなく、そのようなドイツの首長の意味で用いるのが普通である。

das keyserthum ynn deutschen landen あらうは deutschland oder keyserthum 等の呼称は、その例である。十六世紀初頭は民族國家の覚醒期にあたり、理念的にも、「帝國」をキリスト教共同体の政治体制とする中世的な概念と、萌芽的ながら民族國家としてのドイツに限定する近代的な概念とが混在した過渡期にあったことが知られている。ルターもそのような時代思潮の影響をうけていると考えられる。  
Vgl. Günter, a. a. O., S. 31 ff.

② WA 19, S. 623 ff. この著作はザクセン選挙侯のある臣下の求めを契機として執筆された。軍人、即ち戦争を職業としている支配権力の従事者は、いかにその職務を遂行すれば、キリスト教徒としての救済を得ることができるか、という問いに対する解答であり、従って、対象となる支配権力はキリスト教徒のそれである。

なお、本稿では史料の訳出に際して、*Weinarter Ausgabe* (WA) とともに、利用できる場合には *Luthers Werke in Auswahl*, hrsg. v. O. Clemen, Bonn 1912-33; *Luthers Works, American Edition*, hrsg. v. H. Lehmann usw., St. Louis u. Philadelphia 1955-, を

して岸千年他編『ルター著作集』聖文舎、一九六〇年以降、を参照した。引用文中の「」内は、筆者の挿入である。

③ ルターが抵抗権一般について、神学的にあるいは倫理的に言及したのは早い。が、支配権力間のそれについての具体化されたはじめての発言は、おそらく一五二二年のザクセン選挙侯への勧告であろう。ルターが逮捕あるいは処刑されることになっても、選挙侯は皇帝の臣下として、彼に敵対的な行動をとるべきではない、というのがその内容である。WA, Briefwechsel 2, Nr. 455.

④ WA 19, S. 624 ff.

⑤ WA 19, S. 625 ff.

⑥ WA 19, S. 633 ff.

⑦ WA 19, S. 633.

⑧ WA 19, S. 634.

⑨ WA 19, S. 634.

⑩ 諸身分が王に対して王権の制限を約束させたいいわゆる身分制國家の場合について、ルターはデンマークとフランスの例をあげている。(WA 19, S. 640) もともと、現段階では、王の誓約違反は諸身分の抵抗の理由とはならないが、後に見解は改められる。

⑪ Marth., 10-23.

- ⑮ WA 19, S. 634.  
⑯ WA 19, S. 656. じにこう不服従とは、抵抗ではない受動的な不  
服従である。

⑰ WA 19, S. 645 ff.

⑱ WA 19, S. 651 f.

⑲ WA 19, S. 647 f.

⑳ WA 19, S. 652 f.

㉑ WA 39-2, S. 39 ff. 執筆の目的は、四月からのウィッテンベルク大  
学での演習討論の題材とされているが、时期的にみて、起こりうる宗  
教戦争のための論証であることは疑えない。(第五章、参照)、『提題』  
はウィッテンベルクで印刷、公示ののち、まもなくニュルンベルク、  
フランクフルト(ライン)、リッケーベック、バーゼルでも出版された。

㉒ WA 39-2, S. 39 f.

㉓ ルターは福音主義の絶対的真理とカトリック思想の誤謬を確信して  
おり、その傾向は年々、強化されていく。福音主義は聖書から証明さ

### 三 一五二〇年代の原則

一五二六年の第一回シュパイエル帝国議会において、皇帝側がウォルムス勅令の実施延期とともに、信仰問題に関して  
「各自が、神と皇帝陛下とに対して、それについて申しひらきできるように、生活し、統治し、処理する」ことを認めた<sup>①</sup>  
のち、ザクセン選挙侯領をはじめとして福音主義派領邦では、教会巡察の実施にみられるように、領邦教会の制度化への  
動きが表面化する。しかし、彼らは改革を推進するために、領内の教会整備だけでなく、外交的な観点から領邦君主権の  
自律性を確保する問題に煩わされねばならなかった。改革の新局面が開かれるに伴い、ルターに対する勧告の要請も活発  
化する。しかし、三〇年のアウグスブルク帝国議会の開会までの時期には、彼の発言は『軍人もまた』の論旨に忠実であ

れているという自信、そして懷疑主義を排し独断論を是とする信念が、  
その理由であると思われる。拙稿「エラスムスと宗教改革運動——人自  
由意志論争」をめぐって——」『岡山大学教養部紀要』一五号、一九  
七九年、参照。

㉔ WA 39-2, S. 40 f.

㉕ WA 39-2, S. 42.

㉖ WA 39-2, S. 42. ワイテルは、『提題』においてルターは、霊的  
支配と世俗的支配とを擁する神の支配系と対抗する、教皇及び教皇派  
を率いる悪魔の支配の存在を提起したとするが、『提題』にそのこと  
を示す直接的な表現はない。但し、理論化されないが、ルターには早  
期から、教皇を反キリストと同一視する発想がある。Vgl. Weymar,  
a. a. O., S. 338.

㉗ 犯罪者の逮捕と処罰は、支配権力の職務であるが、現行犯等の緊急  
の場合には、すべての人がこれを行う義務がある。Vgl. *An den deu-  
tschen Adel*, 1520, WA 6, S. 404 ff.

り、皇帝に対する武力抵抗の可能性をほぼ絶対的に否定する。本章では、この時期を代表するルターの勸告を二例とりあげる。その際、文脈とともに、皇帝そして帝国制に関する彼の認識の態度に注目したい。なぜなら、緊迫化する信仰対立がこの点に関する彼の樂觀的な認識に修正を迫るときに、思想的変容がはじまるからである。

一五二八年のいわゆるバック事件は、カトリック派諸侯による武力攻撃の不安に、福音主義派諸侯を陥れる。その事態に鑑み、ヘッセン方伯フィリップ Philipp とザクセン選挙侯ヨハン Johann とがワイマールに会談を開き、同盟と防衛戦争の準備を決定したとき、ルターは選挙侯の官房長官ブリュック G. Brück に宛てて、同位の支配権力間の戦争という観点から政策的な発言を行う。<sup>③</sup>

(1) 選挙侯の上位の支配権力は皇帝だけであり、他の諸侯は同位、または下位のそれである。

殿下が帝国の選挙侯であり、皇帝陛下以外のなにびとも殿下を裁判し、判決を下す法と権限を保持しないことは、だれしも否定できません。なぜなら、他のすべての諸侯と王たちは、殿下と同位、あるいは殿下に対してなんの権利も持たない下位の身分の者だからです。<sup>④</sup>

(2) 選挙侯は彼らから領民を保護する責務がある。

殿下は臣下をこのような諸侯から防衛し、保護する責務があります。それは『ローマ人への手紙』十三章に、支配権力は神の定めるところであり、悪人を懲らしめ、敬虔な者を守れとあるとおりです。支配権力は、ひとりの、あるいは小規模の殺人者からと同様に、多数の、あるいは大規模の殺人者からも〔臣下を〕保護する責務があります。そして、殺人者が諸侯であろうと、街道の追いはぎであろうと、このことには変わりはありません。<sup>⑤</sup>

(3) 以上が原則であるが、今回の危機に際しては、同位あるいは下位にあるカトリック派諸侯たちが、上位の支配権力である皇帝の命をうけているかのようにみせかけている事情を加味して検討せねばならない。この問題についても、次の信念を堅持して対処すべきである。(i) カトリック派による流言蜚語に惑わされることなく、皇帝本人の公正な意志を信頼

すること。

殿下にこのような命令を信じ、受けいれる義務はありません。そうではなく、これを偽りの、不正の、反乱的な悪戯とみなすべきです。……このような皇帝側の悪戯に対して、殿下は信念をもって、皇帝陛下は正義と道義を守るはずであることを信じ、彼がその悪戯を除去するまでは、それに従ってはいけません。殿下には、どの諸侯でもなく、皇帝陛下だけを信頼する義務があります。<sup>⑥</sup>

(ii) 彼らが皇帝の名を騙っている事実が明らかになったときには、皇帝の忠実な臣下として対策を講ずること。

事実として明白に、敵対する諸侯たちの陰謀が、皇帝の良心、意志、命令なくして実行に移される場合には、彼らは、そのような「皇帝の名を騙った」命令を謀叛と暴動によって発令しようとしていることを自覚しているのだから、このような行動は神の秩序にも、人間の秩序にも反し、妬みと反乱と悪意のゆえに行われており、それにより皇帝陛下に汚名をきせようとするものであることを、ひとは理解すべきです。それに対して、誠実と敬虔とを備えた皇帝の味方である公正な者は、反対する処置を講ずべきです。なぜなら、彼らは皇帝陛下に対して、責任あることはなにもせず、皇帝陛下を隠れ蓑として悪事を行っているからです。<sup>⑦</sup>

(4) しかし、カトリック派諸侯の不正な画策に対して、選挙侯は戦争ではなく、皇帝への『控訴』と『抗議(宣言)』<sup>⑧</sup> *Appellatio und Protestatio* という平和的手段をもって対処すべきである。

控訴と抗議(宣言)という手段が可能です。それは必要なときに、(神がそれを明らかにします。)行われるべきものです。それは殿下たちのあらゆる名誉と、必要な措置と法とが確立されるのに役立つ多くのものを生み出すでしょう。……攻撃や戦争によってこの助言を葬り去ることは決して勧められません。そうではなく、最善を尽して「戦争を」回避すべきです。<sup>⑨</sup>

ルターは文末にもう一度、以上の提言がヨハンに受けいられることを乞う。「ヘッセン方伯閣下が更に「戦争準備を」続行しようとするならば、殿下は同盟規約<sup>⑩</sup>に拘泥する必要はありません。ひとは神に従うべきであり、あらゆる同盟は神と法とに基かねばならず、これに反してはいけません。」<sup>⑪</sup>

一五二九年の第二回シュパイエル帝国議会は、皇帝カール五世 *Karl V* 欠席のままに開会された。カールの正式な帝

国議会提案書が延着したために、代わって彼の弟フェルディナント Ferdinand が内幕に作成した強硬な主張の提案に従って、帝国議会は宗教改革を容認した二六年の決定の破棄を採択する<sup>⑫</sup>。これに反対する福音主義派諸侯は、直ちに『抗議(宣言)』、そして皇帝への『控訴』を発表して、ここに宗教改革紛争は信仰告白の公的な対立に発展する<sup>⑬</sup>。皇帝側からの武力攻撃の危険を感じた福音主義派諸侯が、対策を商議するために十月にシュヴァバハ、十二月にシュマルカルドに会談をもったときに、彼らのなかの急先鋒であるヘッセン方伯フィリップは、皇帝は支配権力にある人々の協約に基いて選出された「同輩中、第一位を占める者」*primus inter pares* にすぎないとして、皇帝の協約違反を論拠に彼への武力抵抗権を正当化しようとする<sup>⑭</sup>。フィリップの主張について、ザクセン選挙侯ヨハンから勧告を求められたルターは、十二月に見解を表明する<sup>⑮</sup>。しかし、それはフィリップの主張には言及せずに、上位の支配権力に対する服従を説いた従来の見解を具体化する内容である。

(1) 現在の局面について。皇帝が信仰問題について態度を和げる可能性がある。従って、福音主義派諸侯は上位の支配権力である皇帝への服従を再確認すべきである。

殿下は信仰が一致する諸侯や都市とともに、皇帝陛下に宛てて恭順なる返書を遣り、全幅の服従をもって、皇帝による平和を懇請すべきです。聞くところによれば、まもなく「福音主義派諸侯の」顧問たちがニュルンベルクにこの目的のために参集します<sup>⑯</sup>。そして、現在のところ、皇帝陛下の見解である、伝え聞く勅書は、(皇帝陛下はそれをすでに使者に手渡したそうです。)未だ公表されていないのです。(聖書も教えているように、)王の心は神の御手にあるのですから、神の恩寵により、皇帝陛下の心が変わり、彼が温厚になった可能性があります。……加えて、神の前で、我々の上位の支配権力である皇帝陛下に、可能ながざり忠順であることは我々の義務です<sup>⑰</sup>。

(2) 今後、皇帝の見解が公表されたとときの局面について、たとえ、皇帝が武力で福音主義派を弾圧したとしても、武力による抵抗は認められない。なぜなら、事態が未だ防衛戦争を行うほどに緊迫化していないことも然りながら、そのよう

な行動は上位の支配権力への抵抗だからである。

たとえ、皇帝陛下の意志が、公会議と皇帝による意見聴取なくして、福音に武力で立ちむかうことを欲したとしても、「それに対して」ひとは兵を戦場に遣ふことを良心に基いて行うことはできません。……その理由は次のとおりです。このようなこと〔現時点で戦争をはじめること〕は不正で、自然の法に反します。なぜなら、兵を戦場に遣り、抵抗を試みることは、現実の武力行使、あるいは不可避免的な事情がないかぎり、回避せねばならないからです。時期早尚の行動と抵抗の決定とは自己防衛とは認められません。……〔そして、〕皇帝陛下はもちろん、諸侯たちの主君であり、制度の上での上位者です。〔諸侯たちのうち〕なにびとも、皇帝に対して現在、行なおうとしているような時期早尚の抵抗の権利を要求することはできません。なぜなら、これら、すべてのことは、本当に反乱であり、不服従なのですから。

(3) 従って、現在の時点では、福音主義派諸侯がなすべき努力は、戦争の計画ではなく、平和の模索である。

……それゆえ、ひとは抵抗の手段を渉猟する努力を、平和の手段を模索する努力に振りかえるべきです。……このような「皇帝に武力で抵抗する」企てを行ない、皇帝陛下に本当に戦争をはじめさせる口実を与えてはいけません。また、敵対する諸侯たちとそれ哀れな領民たちに対して攻撃をしかけることは、敵対する諸侯たちと同じことをすることになります。

以上の二通の勧告の論旨は、『軍人もまた』に展開されたそれと軌を一にするものであるから、改めてここで論評するまでもないと思われる。しかし、これらの勧告を行ったルターの基本的な精神態度に注目しておかねばならない。それは三点に要約することができると思われる。第一に、疑惑の念を完全に免れた、皇帝の公正な意志と判断に対する全幅の信頼である。それはカトリック派諸侯に対する、また同時代の諸著作に散見される教皇に対する敵意と比較するときに、とりわけ特徴的である。第二に、福音主義派諸侯の防衛戦争計画を時期早尚と決めつける時局認識である。聖職者としての自らの立場を顧慮するルターの意図を思い量るとしても、それはいかにも樂觀的で、また大胆である。第三に、素朴な法観念がある。上位の支配権力に対する抵抗権の判断は、この時期にすでに法制的な知識に基いた論証を伴って行なわれね

ばならないはずである。しかし、ルターが発言はそのような視点を欠いた、いわば倫理的な説明にすぎない。彼は今後に生起する聖書と世俗法との間の見解の矛盾を未だ感じとっていない。

① H. Bornkamm, Die Geburtsstunde des Protestantismus, in:

*Das Jahrhundert der Reformation*, Göttingen 1966, S. 114 f.

② 一五二八年初頭に、ザクセン公ゲオルクの官僚ヘック O. v. Pack によって引きおこされた政治的マヌーバー。彼は、福音主義派を武力により排除することを目的としたカトリック派諸侯同盟結成の計画が認められた、二七年五月のプレスラウでのカトリック派諸侯会議の資料と称するコピーを、ヘッセン方伯に手渡した。そのために、一時、福音主義派諸侯は開戦の危機に怯える。結局、事件はコピーが偽造であったことがわかり、幕を閉じるが、バックあるいはゲオルクの意図は不明のままである。Vgl. *Luther's Works* 49, S. 221.

③ WA Br. 4, Nr. 1246.

④ Ependa.

⑤ Ependa.

⑥ Ependa.

⑦ Ependa. 以下に、皇帝の名を騙るカトリック派諸侯の悪業の例として、ルターを帝国アハトに処した一五二一年のウォルムス勅令についての事情が述べられる。

⑧ 『抗議』と『控訴』は一五二九年の第二回シュバイエル帝国議会で実現する。ルターはこれらを、戦争と対比される有効な平和的紛争解決手段として、しばしば推奨している。なお、三月のトルガウ会談で、フィリップとヨハンは皇帝、帝室裁判所、帝国統治院へ、彼らの主張をまとめた書状を送ることを申しあわせている。ルターが『控訴』*Appellatio*の意味を、どの程度まで法制的に理解していたかは疑問で

ある。彼はこれを公的機関への仲裁の訴えととっていたというのが事実に近い解釈である。また『*Protestatio*』の当時の意味は「公的宣言」である。Vgl. WA Br. 4, Nr. 1246, Anm. 8, u. Bornkamm, *Protestantismus*, S. 120 ff.

⑨ WA Br. 4, Nr. 1246.

⑩ 三月九日のトルガウ会談におけるフィリップとヨハンとの同盟協定。

⑪ WA Br. 4, Nr. 1246.

⑫ 『提案』がカールの従来の見解と立場を異にして強硬な内容であることから、福音主義派はその信憑性に疑問を抱くが、決定的な証拠を見いだせないままに、議事は進行する。カールは二一年のウォルムス勅令発布ののち、皇帝不在のままに信仰問題の最終的決定は行わなかった。また信仰問題は公会議か国民会議 *Nationalversammlung* に委託することを表明しづつた。Vgl. Bornkamm, *Protestantismus*, S. 118 ff.

⑬ この『抗議』*Protestatio*はプロテスタントの語源となる。註⑧参照。

⑭ Bornkamm, *Protestantismus*, S. 124.

⑮ Vgl. WA Br. 5, Nr. 1511 u. Nr. 1737.

⑯ WA Br. 5, Nr. 1511. フィリップは十二月九日に、ヨハンに対して、皇帝との戦争を決意せよと手紙で要請している。

⑰ シュバイエルでの四月の『抗議』のあとで、すでに帝国議会の『提案』に疑問を抱いていた福音主義派諸侯と都市は(註⑮参照)、使者をハルセロナのカールのもとに派遣する。ルターはこのときに使者が携えていた手紙のことを念頭におきながら、再度、カールに恭順の意を表

した手紙を書くことを勧めていると考えられる。富本健輔「アウグストブルク信仰告白」への道』『徳島文理大学研究紀要』二三号、一九八一年、九五頁以降、参照。Vgl. *Deutsche Reichstagsakten, Jüngere Reihe* 8-1, hrsg. v. W. Steglich, S. 694 u. 698 f.

⑮ 一般的な平和の意味とともに、皇帝による平和令の発布を念頭においていると考えられる。ルターは一五二八年四月の『平和令』を歓迎しつつも。Vgl. *WA Br.* 4, Nr. 1258.

⑯ シュヴァーバ条項を共同信条として集合した一五三〇年一月の福音主義派諸侯と都市の会合。

⑰ 一五二九年七月十二日付のバルセロナからのカールの勅書と考えられる。八月のカールへの使者派遣(註⑩参照)のあと、福音主義派は七月十二日のカールの勅書の存在を知り、これに期待をつないでいた。しかし、フェルデナントはすでに八月にこれを受領していたが、公表

をためらっていた。勅書の内容は、『抗議』者たちが二九年の議決を

受け入れて、対トルコ戦争のためにドイツ内の意志が統一されることを希望した、『抗議』に寛大といえるものであった。しかし、ルターがこの時点でその内容までも知っていたかについては否定的である。

Vgl. *Reichstagsakten, J. R.* 8-1, S. 698 f.

⑱ *WA Br.* 5, Nr. 1511.

⑲ この勅告の構成は、必ずしも明解ではない。以下は、筆者が整理した。

⑳ 註⑩参照。

㉑ *WA Br.* 5, Nr. 1511.

㉒ Ebenda.

㉓ 第二章、註㉑参照。

#### 四 一五三〇年の容認

一五二九年に、教皇そして仏王との講和によりイタリアの覇権を確保した皇帝カール五世は、三〇年一月に、懸案の対トルコ戦争問題とドイツの信仰問題とを解決するために、アウグスブルクに帝国議會を開催する旨の召請状を発令し、六月に久方ぶりのドイツの地を踏む。二九年の『抗議』以降の政治的緊張のなかで、この知らせは信仰問題の平和的解決への期待を人々に抱かせる。しかし、アウグスブルク帝国議會での和解交渉は最終的には決裂して、十一月に福音主義派諸侯の欠席のままに、ウォルムス勅令の更新と教会改革の全面的禁止とが議決される。この間、事態の悲観的進展のなかで、十月にルターはザクセン選挙侯宮廷の圧力に屈し、皇帝に対する諸侯の武力抵抗権を本意ながら、とりあえず容認する。本章では、一五三〇年にルターが示した判断の変化を明らかにする三例の意見表明をとりあげる。

アウグスブルク帝國議會開催の前、三〇年一月に福音主義派の諸侯と都市はニュルンベルクに会し、今回はシュヴァーバハ条項に基いた同盟を詮議する。<sup>①</sup>しかし、皇帝への武力抵抗権を承認しようとするヘッセン方伯、ザクセン選挙侯側の代表の提案に対して、ニュルンベルク市の代表が異議を唱えたために、會議は暗礁に乗りあがる。<sup>②</sup>このとき、ザクセン選挙侯ヨハンの要請に基いて、ルターは三月に自らの見解をまとめる。<sup>③</sup>それは皇帝に対する武力抵抗を拒否するおそらく最後の詳解な立論であり、ルターの態度の変化が間近いことを窺わせる。

(1) 世俗法は皇帝への武力抵抗を肯定するという主張があるが、聖書はこれを禁じている。

皇帝は、「諸侯の」なびとをも武力で攻撃しない、そして「諸侯の」慣習的な権利を尊重すると誓約したのだから、この場合「皇帝が誓約に違反した場合」には、皇帝に抵抗する権利があるという主張があります。<sup>②</sup>つまり、法学者のいう報復権 *repraesalia* と解約権 *cessatio* のことです。しかし、聖書に従えば、支配権力の正邪を問わず、これに抵抗することは、キリスト教徒であろうとする者にはふさわしくありません。むしろ、キリスト教徒は支配権力の武力行使と不正行為を甘受すべきです。皇帝陛下が不正な行動に走り、彼の義務と誓約に違反する行為をなした場合でも、帝国と選挙侯とが彼を皇帝と認める以上は、そして彼を退位でもさせないかぎり、そのことが皇帝陛下下の支配権を、また皇帝陛下への服従の義務を無効にすることはありません。たとえ、皇帝あるいは支配権力があらゆる神の定めを破ったとしても、彼が皇帝であり支配権力であることにかわりはありません。つまり、彼は義務と誓約により、人間よりはむしろ神に従うのです。……この点で、世俗の法や教皇の法は、支配権力は神が定めたものであるという事実を忘れているのです。<sup>④</sup>

(2) 聖書は、諸侯は皇帝の武力攻撃さえも甘受すべきことを教えている。

すべての諸侯の臣下は皇帝の臣下でもあり、そして諸侯は諸侯であるよりも、より多く皇帝の臣下なのです。それゆえ、主君である皇帝に敵対して、皇帝の臣下たちを武力を用いて保護することは、不正です。……もし、皇帝陛下が我々に敵対する措置を行うとしても、いかなる諸侯も領主も彼に抵抗することはできません。むしろ、彼は皇帝に対して、皇帝に服属すべき彼の領地と領民とを

開放し、そして神に従うべきです。……加えて、領地と領民とが皇帝に開放されたのちに、皇帝が更に進み、信仰を理由に領民を捕え、殺し、あるいは迫害しようとしたときに、なおその諸侯が、皇帝は不正でしかも神の意に反していると確信することができなければ、そのときには、問題はその諸侯個人の信仰に関わることになります。そのときには、彼は皇帝に従うべきではなく、彼は皇帝を支持、あるいは協力することなく、自らこの災禍をすすんで引きうける者となるべきです<sup>⑤</sup>。

この勧告は従来にみられなかった叙述の手法に従っている。自らの見解と対立する主張としてはあるが、皇帝への武力抵抗権を承認する法制的解釈の存在を認めて、それを引用していること、そしてこれに対してルターはいっぴくなく慎重に聖書の典拠からのみ発言して、直接的な対決を避けていることである<sup>⑥</sup>。ザクセン選挙侯の宮廷が武力抵抗権承認へと傾斜をはじめた時期と経緯は、必ずしも明らかではないが、この時点ですでに宮廷側だけでなく、また神学者のうちでもブーゲンハーゲン J. Bugenhagen、アムスドルフ N. V. Amendorf らが、この権利を肯定していたことが知られている<sup>⑦</sup>。この勧告に認められる叙述の手法の変化は、そのようなザクセン選挙侯宮廷内外の動勢に直面して、自らの理念と政治的現実との矛盾を自覚しはじめたルターの心境を裏づけていると考えられる。彼は今後、聖職者として発言を自制する方向に向う。

一五三〇年の九月中に、アウグスブルク帝国議会の交渉決裂は動かしがたい様相を呈する。十一月の議決に続く、カトリック派諸侯の同盟結成の動きに危機感を募らせたヘッセン方伯は、全福音主義派同盟の結成を企画する<sup>⑧</sup>。これをうけて、ザクセン選挙侯宮廷では、官房長官ブリュックを中心とする法学者たちにより、皇帝への武力抵抗権の合法性を確定する作業が完了する。その判断は次のようであった<sup>⑨</sup>。(i) 皇帝は信仰問題に関与することができない。彼は公会議の決定を施行する権限を保有するだけである。福音主義派は二九年の『抗議』と『控訴』で、公会議による決定を要求したが、未だ実現していない。(ii) たとえ、皇帝が信仰問題に関与できると認めたとしても、彼の法的権限は、福音主義派がより上級の機関、即ち公会議開催を要求した時点で効力保留となっている。(iii) もし、皇帝あるいは彼の追従者たちがアウグスブルク帝

国議会の議決を強制的に施行しようとするなら、彼らの行為は司法手続の原則に違反するものであり、従って不正である。(iv) そのときには、皇帝はもはや公正な判断を欠く暴君として行動しているにすぎず、彼は神の言葉に反している。(v) 以上の論拠に基づき、皇帝に対する武力抵抗は承認される。以上の法制的判断に倫理的な大義を賦与するために、ブリュックは十月二六日にトルガウに神学者と法学者とから構成される委員会を召集する。会議のあとに、ルターは他の神学者たちとともに、この法的判断を容認する『報告』をヨハンに提出する。<sup>⑩</sup>

いかなる状況のもとでひとは支配権力に抵抗することができるか、という問題について、法学者たちの見解を知ることができる一枚の資料が我々に提示されました。この件について法学者たちと専門の人々により、このように「資料のように」確定されたことに従って、我々は将しく支配権力に抵抗してもかまわない状況にあることを承認します。そして、世俗の法が福音と矛盾しないかぎりには、常に我々は世俗の法は有効かつ妥当であると考えます。それゆえ、その場合に、皇帝自らであろうと、あるいは彼の名を騙る人々であろうと、皇帝の攻撃から我々が身を守ることにについて、我々が聖書と対立する危惧は存在しないわけです。……支配権力に抵抗すべきではないと、我々はこれまで強く説き教えてきましたが、それはなぜなら、我々は世俗の法そのものがこれ「武力抵抗」を認めていることを知らなかったからです。我々はもちろん、喜んでそれ「世俗の法」が遵守されるように説き教えます。<sup>⑪</sup>

この『報告』がルターの従前の見解の決定的な破綻を告白するものであることは、説明を待つまでもなく明らかであろう。<sup>⑫</sup> 世俗法による抵抗権の認定を容認する文面は、かすかに憤怒さえを感じさせて、三月の勅告に満たされていた聖書に依拠する真剣な説得の調子は影をひそめている。しかしながら、このような思想的転換にもかかわらず、ルターには、従来の見解と『報告』との内容的な齟齬を糊塗すべき一縷の論理が残こされている。三月の勅告で強調された世俗法と聖書の教えとの峻別に従って、自らは聖職者として世俗法の判断を容認すれども、積極的には肯定しないという道である。そのような論法に頼って、『報告』とはば時を同じくして、一五三〇年十月のうちに、ルターは『愛するドイツ人へのルターの警告』<sup>⑬</sup> Warnunge D. Martinii Lutheri, an seine lieben Deutschen を脱稿している。神学的弁証を放棄し、

また行間に消極的な心情を覗かせるこの著作は、彼が皇帝への武力抵抗を時至れば容認するであろうことを公表する最初の一般向けパンフレットである。アウグスブルク帝国議会におけるカトリック派諸侯の反福音主義的な言動について、彼はその最終的な責任を教皇に帰しながら、皇帝の今後の動向に対する対応策を提言する。

(1) 現在、信仰対立をめぐる「最悪の事態を想定するならば、戦争か、暴動、あるいはもしかすると両方ともが同時に起こるにちがいない」局面にまで進んでいる。しかし、「すべては、彼ら〔カトリック派〕がどこで戦争をはじめるかにかかっており」、福音主義派はこの状況についてなんら良心の咎めを感じることではない。<sup>⑮</sup>

(2) しかし、起こりうる戦争の当否について、聖職者としてルターは発言をさし控え、法学者の判断に委ねる。

聖職の務めにある説教者として、私〔ルター〕には、戦ったり、戦いを勧め嘸すことは許されず、むしろ万人が認めるとおり、私が現在まで非常に熱心に行ってきたように、戦争から平和へと勧告することが託されている。しかし、我々の敵方は平和ではなく、戦争を欲しているために、もし戦争がはじまることにでもなれば、私は本心に筆を擱いて沈黙したいし、また以前の騒乱〔一五二五年の農民戦争〕のときとは異なり、もはや事態に深入りしないで、事態の赴くままに放置したいと思う。……そうすることによって、私は「事態を」彼ら〔福音主義派諸侯〕と法学者とにまかせたい。<sup>⑯</sup>

(3) とはいえ、聖職者の判断をもってしても、カトリック派が世俗的支配の掟に反していることは明白であり、皇帝もまた彼らの仲間に加わる恐れは十分にある。そのときには、彼に服従することは神が禁じている。<sup>⑰</sup>

反乱というのは、あるひとが法に逆つてなにかをするときのことではない。そうだとしたら、法に対する違反はすべて反乱ということになってしまう。反乱者とは「農民戦争の指導者」ミュンツァーが行ったように、支配権力と法とを認めようとはせずに、これを攻撃し、反抗し、圧迫し、自ら支配者となり法律を定めようとする者のことである。(侵害者と「やむをえぬ」違反者とは別である。)……「福音主義派ではなく、」教皇派の人々こそが反乱という名の実態にずっと近いわけである。……なぜなら、彼らは神の法も、この世の掟も持ってはおらず、殺人者または強盗として、悪意をもってあらゆる神の法とこの世の掟とに敵対して行動している

からである。……(その場合に、教皇派に嫉されて、)皇帝が軍を起こし、教皇のために、あるいは我々の信仰理論のために、我々に対して戦いを挑もうとするならば、(私としては皇帝陛下にそのようなことは望まないが、)そのときには、なにびとといえども皇帝に用いられることも、服従することも行ってはいけない。かえって、その場合に皇帝に従うことは、神により厳しく禁じられている。<sup>⑧</sup>

以上の引用からわかるように、『警告』は皇帝への武力抵抗に対する、聖職者としての「容認」にすぎない。新しい弁証といえるのは、反乱の定義という世俗的支配の掟の解釈にいくらか柔軟性がもちこまれたことだけである。ルター個人としては、「不正行為」に及ぼうとする皇帝に対して、不服従は説いても、抵抗は勧めていない。従って、『警告』は「二世界統治説」としての神学的整合性に立ちかえるような抵抗権への省察を放棄しているということができる。しかし、前章に抽出した、抵抗権問題についてのルターの基本的な精神態度は一変している。第一に、皇帝への全面的な信頼は姿を消している。皇帝の個人的性格への評価はあくとしても、彼が教皇に嫉されてその職務を誤る可能性を間近に察知している。第二に、時局認識が現実的になっている。論述が、現在の状況に戦争の危機を認めることからはじめられている。第三に、素朴な法観念からの脱皮がみられる。法学者の判断を尊重する意向がそれである。

① 一五二九年のシェウツァンハ条項は、カトリック派ではなく、むしろツヴィンギリ派との相違点を明らかにしたルター派の共同信条である。ルター派は十月のマールブルク会議でツヴィンギリ派との合同に失敗してあり、今回の会議は後者を排除して開かれた。Vgl. E. Fabian, *Die Entstehung des schmalcaldischen Bundes und seiner Verfassung 1524/29-1531-35*, Tübingen 1962, S. 65 f.

② Vgl. WA Br. 5, Nr. 1522, Anm. 3, u. Fabian, a. a. O., S. 82 ff.

③ WA Br. 5, Nr. 1536. 構成は一部、筆者が整理した。

④ WA Br. 5, Nr. 1536.

⑤ Ebenda.

⑥ その相違は、前章にあげた二例の勧告だけでなく、従来のその他の

勧告と比較して明らかである。Vgl. Günter, a. a. O., S. 121 ff.

⑦ Vgl. WA Br. 5, Nr. 1522, Anm. 3. 一方、メンコトーンと宮廷顧問官シヤンラテンは、三〇年七月の段階で未だこの権利を否定してゐる。I. Höf, Georg Spalatin auf dem Reichstag zu Augsburg 1530 und seine Stellungnahme zur Frage des Widerstandsrechts, in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 44, 1953, S. 77 ff.

⑧ Vgl. Fabian, a. a. O., S. 106 ff.

⑨ *Luther's Works* 49, S. 482, u. Fabian, a. a. O., S. 116 f.

⑩ *Das Widerstandsrecht als Problem der deutschen Protestanten 1523-1546, Texte zur Kirchen- und Theologieggeschichte* 10, hrsg. v. H. Scheible, Gütersloh 1969, Nr. 16. (以下 WPdP へ略記)

『報告』は十月二八日にまとめられた。作成に従事した神学者のうち、ルターの他にヨナス、メランヒトン、シュペラティンの名がわかっている。

ギンターは、ザクセンの法学者たちの判断とともに、三〇年十月二日付でヘッセン方伯からルターに宛てた手紙が、ルターの抵抗権容認、及びその後の承認に大きな影響を与えたと推定している。

(Günter, a. a. O., S. 126 ff.) トルガウ委員会の直前に認められたこの手紙は、新約聖書に描かれたローマ帝国の場合とは異なり(第一章註⑩参照)、ドイツの皇帝は自由な諸身分の選挙により選出されること、皇帝権は彼らに法的に制限されていること、従って皇帝への抵抗権は本来承認されていることを説き明かしつつある。(WA Br. 5, Nr. 173) ルターは十月二八日にその返書として、『報告』を提出した事実を書き送っている。(WA Br. 5, Nr. 1740)

倉松氏は、ルターが、皇帝は選挙によるゆえ、法的地位は諸侯と同等であることを三一年二月にシェングラールから教えられたとする(倉松功、前掲書、四三六頁)が、以上にみるかぎりでは、彼はすでに三〇年のうちに、皇帝選挙制の法的知識を得たはずである。また、三一年二月にシェングラールからそのような教唆があった事実は確認できなかった。(Vgl. WA Br. 6, Nr. 1781) 难怪、ギンターは、ルターが三〇年のうちに金印勅書の内容を知っていたとしてゐる。(Günter, a. a. O., S. 158)

⑪ WPdP, Nr. 16.

## 五 一五三〇年代の弁証

皇帝に対する諸侯の武力抵抗権を「容認」したルターに、次に要請されるのはその神学的弁証である。その最終的結論

⑫ 『報告』は直ちにザクセン選挙侯宮廷の利用するところとなる。三

〇年十二月にシュマルカルトで、再び福音主義派同盟結成を期する会談が開かれたとき、前回の会談の際と同様に、ニエルンベルク市代表は皇帝への武力抵抗権否認に固執する。しかし、ザクセン側がルターの副意を示す『報告』を提示したために、彼らは窮地に追いこまれる。ニエルンベルクのシェングラールは『報告』についてルターに問いあわせる。三一年二月にルターが送った返答は、彼の根本的立場は変化していないが、法学者の判断を拒否する論拠も持ちあわせなかったといふ苦しい弁明である。(WA Br. 6, Nr. 1781)

⑬ WA 30-3, S. 276 ff. 執筆の動機は必ずしも明らかではない。すでにヘッセン方伯は、このような著作に着手することを再三ルターに求めていたが、その要請が直接的な契機ではなかったことが確かめられている。出版は印刷の遅滞により、翌年四月になる。Vgl. WA 30-3, S. 286, u. WA Br. 5, Nr. 1737 u. 1740.

⑭ WA 30-3, S. 277.

⑮ WA 30-3, S. 277 ff.

⑯ WA 30-3, S. 282 f.

⑰ この段で、ルターは世俗法の運用解釈ではなく、「『世界統治説』の世俗的支配の提から説明している。

⑱ WA 30-3, S. 283 ff.

⑲ 皇帝カール五世の個人的性格については、彼は皇帝にふさわしい善良、有徳の士であるとルターはみている。WA 30-3, S. 291 ff.

が第二章にとりあげた一五三九年の『提題』であるが、彼は個人的には、三〇年のアウグスブルク帝国議会の決裂ののち、直ちにこの仕事に着手しようである。『警告』執筆の直後の備忘録と考えられる断片的な資料には、この問題に関する帝国制度の法制的な知識が箇条書きにされている。それを整理してみると、次のようである。<sup>①</sup>

(1) 皇帝は神の定めに基づく諸侯の主君ではなく、人間が定めた協約による法的に制限された主君である。

一、まず、我々の諸侯たちは「皇帝の」体僕 *leibeiigene Knechte* ではない。二、皇帝は特定の協約と協定に基づく主君である。<sup>②</sup> 三、そのように、彼は帝國、選舉侯、諸侯に誓約を行っている。……

(2) 従つて、皇帝と諸侯とは、本来は同位の支配権力であり、皇帝が誓約に違反した場合には、法によって裁かれる。

第一に、キリスト教徒（の諸侯）は、この（皇帝に抵抗する）場合、彼の上位に立つ支配権力ではなく、同位のそれに抵抗している。<sup>④</sup> 第二に、彼（諸侯）は、彼の領民を不正な武力から保護する責務がある世俗人、臣下、市民、帝國の構成員として、抵抗している。第三に、もし主君が法に反して暴君としてふるまうならば、彼はもはや「主君ではない」別人である。なぜなら、彼は主君の人格を失い、従つてまた臣下に対する彼の権利を失うからである。……第四に、もし暴君が臣下のひとりりを攻撃し、迫害するならば、彼はそのとき他のすべての臣下、あるいは他の臣下の別のひとりをも攻撃し、迫害することになる。従つて、ひとは彼が帝國とその統治の全体を侮辱し、侵害し、破壊しているとして、彼を罰せねばならない。……第六に、法は主君と暴君に優先する。それゆえ、法を揺るがすことはできず、法は常に明白で、持続力をもたねばならない。<sup>⑤</sup>

未だスケッチの段階であるが、この備忘録に残された法解釈、即ち、皇帝は人間間の協定によつて、世俗の法によつて諸侯の主君となっているが、神の命じるところによれば、本来的には諸侯と同位の支配権力であるという判断を、ルターは今後、利用することになる。それに基づけば、皇帝と諸侯との間に起こる対立は、それが信仰問題を理由としているとしても、聖書の説く靈的支配の教え、そして同様に聖書から抽出される世俗的支配の掟とはひとまず無関係に、人間の便宜によつて皇帝と諸侯との関係を定めた世俗法に従つて解決を試みるべきであるという論理が成立する。信仰問題を世俗

法の運用手続きに還元する方法である。この立論に従うときに、ルターの次の課題となるのは、世俗法と福音の教えとの相互関係を確定すること、そして世俗法の現実的な運用可能性を確定すること、の二点に絞られる。以下に、ルターのそのような検討の過程を明らかにする二例の勧告をとりあげる。

一五三二年七月のニュルンベルクの和に<sup>⑥</sup>続き、三六年六月に新教皇パウルス三世 Paulus III が、翌年五月にマントゥヴァに信仰問題を解決するための公会議を開催することを宣し、ドイツの政治的緊張はいくらか緩和されたかに思われた。しかし、教皇の指揮のもとにイタリアで開かれる公会議に気乗りうすのシュマルカルデン同盟の福音主義派諸侯たちは、翌三七年二月に公会議への不参加を正式に決定する<sup>⑦</sup>。この間、三六年十二月に、ルターとザクセン選挙侯領の神学者たちは、皇帝に対する防衛戦争の妥当性を論じた勧告を選挙侯ヨハン・フリードリヒ Johann Friedrich に提出する<sup>⑧</sup>。この勧告は、翌年の公会議欠席によって起こりうる武力衝突の危機に対処することを目的としていると考えられる。

(1) 霊的支配の教えである福音は、世俗的支配のなかで制定された世俗法を承認している。

福音は「ひとの」心のなかの精神と永遠の国についての教説であり、外的、肉体的な支配を混乱させるものではありません。むしろ、福音は自然の法、あるいは肉体的な支配によって確定されているすべての自明かつ正当な保護と防衛とを承認していることが確認され、是認されねばなりません。……パウロが、法はそれに服さない者、不信心な者、等のために定められたと語ったように、我々は『福音は政治あるいは政治の法を排除しない』と語ることにします<sup>⑨</sup>。

(2) 聖職者は世俗法を尊重し、そしてこれに干渉してはいけない。

そのようなわけで、この件「防衛戦争」は聖職者が判断する問題ではありません。彼ら「聖職者」はその職務をもち、その教え「信仰」を説くべきであり、剣に関与すべきではありません。福音は、パウロにも彼の職責に従って、皇帝ネロから帝国を奪取する力を与えはしませんでした<sup>⑩</sup>。

(3) 支配権力は、キリスト教的なその任務として、不正が行われる場合と同様に、福音が迫害される場合にも、臣下

を保護する義務がある。

この「福音が迫害される」場合には、我々の諸侯はあらゆる不正な支配権力から、キリスト教徒と外的な法とを神の意に従って保護し、処置を講ずべきである、我々は断言します。それは、世俗的なことに關して、諸侯が敬虔な臣下を不正な武力から保護するのと同じです。このようなキリスト教の保護は、聖書がしばしば、世俗の支配権力は正しい説教者と理論とを保護すべきであると教えているとおり、諸侯に与えられた偉大な、そして高度な命令です。

(4) 「こうして、まず各々の支配権力は他の同位の支配権力〔に對する場合には、彼〕から、自らのキリスト教徒とその理論を保護する責務があることが明らかにした。」次に、皇帝に對する場合も同様である。皇帝が世俗の法を破るときには、その不法行為が、皇帝を諸侯と同位の、しかも不正行為を行う支配権力に引きおとす。従つて、この不正な同位の諸侯である皇帝に對して防衛戦争を行うことは可能である。

これから更に次の問題、諸侯はその主君である皇帝に、この場合にいかに対処すべきか、がでてきます。それについても、同様の解答が得られます。まず、福音は世俗の肉的支配を承認しているのだから、各々のキリスト教的な諸侯は自然の、そして世俗の支配と秩序とに基いて、彼の主君あるいは皇帝に抵抗することができます。「一五二九年の」『控訴』による事態保留のために、皇帝は裁判官ではなくなっているのに、彼が懲罰を与えようとするのなら、それは社会的な不法行為です。支配の世俗的な秩序はこのような社会的な不法に對して、自らの身を守り、防衛戦争を行うことを認めています。それゆえ、『控訴』により事態が保留され、そして公會議が未だ開催されていないときに、皇帝が信仰問題に關して、そして確約された「三二年のニルンベルクの」平和の遵守に關して、思慮を欠いた行動をとるならば、彼はもはや皇帝ではない私的な資格〔單なる諸侯〕であり、そしてそれ〔彼の行為〕は『控訴』と確約された平和とに反した明らかな社会的な不法です。

ルターはこの勧告で、前述の課題を解決したと考えられる。福音は世俗法を尊重するという原則から、靈的支配と世俗的支配との相互關係を確定したこと、そして一五二九年の『控訴』の無視が皇帝權を失効させ、彼を不正な諸侯にしてし

まうという判断を世俗法から引きだしたことがそれである。

一五三八年後半のドイツは、再度、政治的緊張に覆われる。フランスとの十年間に及ぶ休戦の保証を得た皇帝カール五世は、ドイツに関心をもとし、六月にカトリック派諸侯とニュルンベルク同盟を締結する。これに対して、ザクセン選帝侯は、翌年初頭に計画されたカトリック派の武力攻撃の情報を入手したのを契機に、ヘッセン方伯と会して、翌年二月にシュマルカルデン同盟会議を召集することを決定するとともに、新らしく防衛のための先制攻撃の理論的可能性を検討させる。<sup>⑦</sup> それに対する解答と考えられる三八年十一月のルター、ヨナス J. Jonas、ブーツァー M. Bucer、メランヒトン P. Melancthon の署名になる勅告は、三六年の勅告の論点を確認すると同時に、世俗法の運用に関して更に大胆な見解を表明している。<sup>⑧</sup>

(1) 聖書は、信仰問題に関して不正な武力行使が行われるときには、それに対して抵抗すべきことを教えている。

最初の問題は、支配権力が、特に信仰問題の場合に、同位の諸侯に対して、そして皇帝に対して、その不正な武力行使から自らと臣下とを保護する責務があるのか、どうか、です。このことについて、我々は以前に我々の解答と見解「一五三六年の勅告」を提出しました。<sup>⑨</sup> そして、それ「解答と見解」は疑いなく正しい神の真理であり、我々は死を賭けても信仰を守る義務があります。そして、それ「信仰を守るための手段」については、防衛だけに限られるのではなく、支配権力あるいはその他の者がひとを強制して濟神を受けいれさせようとする場合に、即ち、不正な武力をその臣下に対して行使しようとする者がいる場合には、自己を防衛し、保護することは神への奉仕としての義務であるという意味において、まことにあらゆる可能性が認められているのです。<sup>⑩</sup> 「なぜなら、」福音は支配権力の職を禁じているのではなく、承認し、そして支配権力がその信仰を確信し、その職務と法とを通して、信仰を告白することを勧めているのです。<sup>⑪</sup> 「更にまた、」福音は支配権力の職を承認するように、自然の法をもまた承認しています。それは、パウロが法は不正な者のために定められていると語っているとおりです。<sup>⑫</sup> そして、家父なる者はその妻子を外部の殺人者から保護する責務があること、そして私的な殺人者と、自らの職責を踏みこえた不正な武力、とりわけ公然たるあるいは社会的な不正

の武力を行使する皇帝との間に、なんのちがひもないことは説明するまでもありません。<sup>②</sup>

(2) 世俗法は防衛戦争だけでなく、帝国アハトが発令されたときには、予防戦争を開始することを承認している。

これらすべて「(1)の論点」は防衛の場合について考えています。……もうひとつの問題は、敵方が実際に攻撃してくるまで、防衛する者は待機すべきか、どうか、です。我々の解答は次のとおりです。帝国アハトが「シュマルカルデン」同盟の成員に対して発令されたときには、自然の法と明文化された法とが認めるように、敵方はそのときに宣戦を布告したのであり、<sup>③</sup>防衛する者は戦争を遂行することができます。そのことは、福音は支配権力の職と自然の法を禁じるのではなく、承認しているという前述の規定から明らかにされるのです。帝国アハトが発令されるときに、すでに平和の破壊がはじまっており、そのことにより正しい者に対してあらゆる「不正な」ことが行われる場合には、ひとは敵方に抵抗する行動をとることができると理解されます。<sup>④</sup>

以上がこの勧告の内容である。この勧告は、皇帝に対する武力抵抗の現実的な可能性としてみたとき、帝国アハトの発令を条件としながらも、予防のための先制攻撃までを承認している。とすれば、長年の懸案であった外交的な観点における皇帝に対する福音主義派諸侯の領邦国家主権は、ほぼ全面的に保障されたと考えることができよう。また、一五三〇年にはじまる「二世界統治説」から整合的にこの問題を説明するというルター個人の論証課題に関しても、この勧告は三六年度の勧告の論点を発展させるという形式に立ちながら、完成の域に到達している。福音は世俗法を尊重するという原則により、そしてこの原則に従った世俗法の運用により、皇帝は諸侯と同等の支配権力ですらありえず、もはや殺人者と同類であるという判断が提出されている。

さて本稿に課せられた作業は完了したようである。以上のような論理が、第二章に整理した一五三九年の『提題』のそれと一致していることは、敢えて再論するまでもなく明らかであろう。残るは、皇帝が「殺人者」あるいは「強盗」であることを、彼をそのような不法行為に追いやった根本的な原因である教皇の悪事と関連させて説明する手続きが付加されるだけである。三八年の勧告ののち、程なく、三九年二月から、予防戦争の可否をめぐってシュマルカルデン同盟の会談

がフランクフルトで開催される。ルターはその会談に呼応して、三月に『提題』を発表するのである。<sup>④</sup>

① WA 30-3, S. 390 ff. ワイマル版には、ルターの弟子ディートリッヒ V. Dietrich によって整理された四種の資料が *Notizettel zu "Werbung" und "Gloss"* として収録されている。本稿に用いるそのうちの二種は、あるいは『警告』執筆のための覚え書きで、実際には利用されなかったものかもしれない。いずれにせよ、これらの史料が、『警告』執筆の前後に書きとめられたものであることは間違いない。

② 第四章、註⑩参照。

③ WA 30-3, S. 395.

④ 第四章、註⑩参照。

⑤ WA 30-3, S. 397.

⑥ トルコのウィーン攻撃に願み、カール五世がドイツ諸侯の援助を確保するために、公会議開催までの暫定的措置として、一五三〇年のアウグスブルク帝国議会の議決を撤回し、福音主義を容認した休戦条約。これにより、三〇年代中葉のドイツはおおむね平穏であった。エルトン、越智武臣訳『宗教改革の時代』みすず書房、一九七三年、一一一頁以降、参照。

⑦ シェマルカルデン同盟は一五三〇年十二月末に組織され、翌三二年二月二七日に正式に発足する。Fabian, a. a. O., S. 138 ff.

⑧ 一五三六年十月にシェマルカルデン同盟に派遣されたカール五世の副官房長官ヘルト M. Held の高圧的な折衝態度が直接的な契機となった。エルトン、前掲書、一二二頁。

⑨ WPPdP, Nr. 20. この勧告の作成には複数の神学者が関与しているが、ルターはその第一位に署名している。

⑩ I. Tim. 1-9 f.

⑪ WPPdP, Nr. 20.

⑫ Ebenda.

⑬ Ebenda. 以下に、Ps. 82, Lev. 24 等から引用した聖書による典拠が続く。

⑭ WPPdP, Nr. 20.

⑮ Ebenda. 以下に、公会議開催後に、皇帝が公会議を悪用する場合について、同様の見解が述べられるが、省略する。

⑯ 一五三八年六月のニースの和とエング＝モルトの和。

⑰ WPPdP, Nr. 21, Anm. 447.

⑱ WPPdP, Nr. 21. この勧告の作成にも、複数の神学者が関与しているが、ルターはその第一位に署名している。ブーツァーは一五三八年一月一日から二〇日あるいは二二日まで、ウィッテンベルクに滞在している。

⑲ 先にとりあげた一五三六年の勧告をさす。この時期に、ザクセン選挙侯は三六年の勧告を参考資料とするために、ヘッセン方伯に送付している。WPPdP, Nr. 21, Anm. 447.

⑳ 以下に、典拠として Ps. 82-3, Ex. 20-7 からの引用が続く。

㉑ 以下に、典拠として Ps. 2-10 からの引用が続く。

㉒ I. Tim. 1-9.

㉓ WPPdP, Nr. 21.

㉔ 一五三八年十月に、シェマルカルデン同盟都市ミンデンに対して帝国アクトが発令されるといふ事情がある。WPPdP, Nr. 21, Anm. 447.

㉕ WPPdP, Nr. 21.

㉖ ルターは『提題』作成の直前、一五三九年二月八日に、フランドン

ブルク選挙侯領コトブスの説教師ルーディケ J. Rudicke に宛てて、

『提題』と趣旨を同じくする手紙を書き送っている。WA Br. 8, Nr.

3297, 倉松功、前掲書、四三六頁以降、参照。

## む す び

以上に検討したルターの思想的変遷について、本稿の冒頭に提示した領邦教会制弁証のための三論点と関連させながら、いささかの省察を試みてむすびとしたい。気がつくのは、皇帝に対する武力抵抗権の承認は、それを一五三〇年の容認に置くにせよ、あるいは三九年の理論化に求めるにせよ、他の二つの問題をめぐる経過と比較して、時期的に遅れること、そしてその手続きが著しく受動的かつ煩雑なことである。再論するならば、教皇制の否定は、二〇年の著作『ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』のなかに、すでに断定的に語られており、それはルターが本来、意図した運動であった。<sup>①</sup> 領邦君主への教会首長権の賦与についても、基本的な着想はやはり『キリスト教貴族』の叙述に見いだすことができる。<sup>②</sup> そして、ザクセン選挙侯宮廷との間にいくらかの見解の相違が結果的に生じたとしても、領邦教会制の出発点となる二七年の教会巡察の実施を要請したのは、ほかならぬルターであった。<sup>③</sup> 皇帝に対する武力抵抗権の承認が遅滞した理由は、やはり一般論としては語り尽くされてきたルター思想のもつ、根底的に革新的な信仰原理と単なる現世秩序の肯定の域をでない社会理論との奇妙な二元論的不均衡に求めざるをえない。<sup>④</sup> 領邦教会制の確立に終結するドイツの宗教改革は、更に広く前近代初期の歴史の流れのなかに捉えるならば、近代国家形成の一過程にほかならない。もちろん、主体的な意識を欠いていることを前提とした立論であるが、ルター思想は、その革新的な信仰原理から直接的に演繹される教皇制の否定の論理に関するかぎりは、この動勢にまさしく適合的であった。また、信仰原理と凡庸な社会理論とが踵を接する地点に位置する領邦君主の教会首長権問題の解決については、ルターはかろうじて時代の要請に応えることができた。しかし、專一的に社会理論からの論証を待たねばならない皇帝への武力抵抗権の承認は、元来、ルターに望むべくもなかったといえよう。

その課題は、ルターの提起した信仰運動が領邦教会制として現実化される場合には、必然的に彼を窮地に陥れずにはおかないルター思想のいわばアキレス踵であった。

ただ、ルター思想のもつ潜在的な社会的適応性という観点から考察するならば、その原理的な二元論的不均衡は、二元論的思考を修正することなく、そのままに一元化して整合する「二世界統治説」論理に支えられて、驚くべき能力を発揮する。なぜなら、その論理はまさしく非論理性を修正することなく正当化する論理にほかならないからである。本稿に考察した皇帝に対する武力抵抗権の問題に特徴的に認められるように、そのような論理を巧みに用いるならば、社会的要請に応えて、ルターはあらゆる課題を肯定的にも、また否定的にも理論化することができはすである。すでに本稿の課題を越える問題関心ではあるが、後世に対するルター思想の歴史的役割を問う際に、常に指弾の的とされてきた非論理性、あるいは両面性は<sup>⑤</sup>、本来的に論理における首尾一貫性を必要としない、そのようなルター思想の基本構造に由来するところが大いと考えられる。

① *An den Christlichen Adel*, WA 6, S. 413 ff.

② *Z. B.*, WA 6, S. 430 f.

③ *Vgl. Holl*, a. a. O., S. 386 ff. 中村賢二郎、前掲書「五二頁以降」

及び八三頁以降、参照。なお、領邦君主の教会首長権を弁証する目的で執筆された、独立したルターの著作はない。彼はこの問題を改めて著作にまとめる必要を感じなかったと考えられる。

④ *Z. B.*, Troeltsch, a. a. O., S. 527 ff. 本稿の第一章参照。

⑤ *H. Bornkamm, Luther im Spiegel der deutschen Geistesgeschichte*, Göttingen 1969, 谷口茂訳『ドイツ精神史とルター』聖文舎、一九七八年、参照。

(岡山大学講師)

one, if we investigate the management reports which were drawn up by *Tatsukai* 田使, the agent of Tōdaiji, and tell us the fluctuation of the yield and of the number of rice fields owned by Tōdaiji. This is true of the manors of Tōdaiji in *Asuwa-gun* 足羽郡, such as *Chimori-no-shō* 道守庄, because the *Sho* 所, the unit of exploitation and management of those manors, was managed directly. Furthermore, the manors of *Hiromimi* 広耳, a powerful family in Sakai-gun, were also under Hiromini's direct control.

Consequently, it may be said the early manors in the mid-8th century were on the whole managed directly.

## Luthers Auffassung vom landesfürstlichen Widerstandsrecht gegen den Kaiser

von

Ryoichi Nagata

Das verfassungsgeschichtliche Ergebniss der deutschen Reformation ist die Entstehung des Landeskirchentums. Im Verlauf von der landesfürstlichen Einführung der Reformation stand Luther, der sich immer als führender Theolog mit ihren theologischen Begründung befaßte, drei große theoretische Probleme bevor: 1) die Ablehnung des Papsttums, 2) die Gewährung des landesfürstlichen Kirchenregiments und 3) die Bewilligung seiner Landeshoheit gegen den Kaiser. Obwohl ihm die "Allerpriestertums-" und "Notbischofstheorie" bald leicht die erste und zweite Schwierigkeiten beseitigte, blieb doch die dritte noch länger ungelöst. Es ist unsere Aufgabe, vom oben erwähnten Gesichtspunkt aus zu erörtern, wie sich Luthers Auffassung vom landesfürstlichen Widerstandsrecht gegen den Kaiser verwandelte, entsprechend der Forderung der Reformationspolitik. Trotz seiner früheren Absage hat er das Widerstandsrecht im Jahr 1530 stillschweigend geduldet und schließlich im Jahr 1539 mit der theologischen Erklärung begründet. Die Verspätung seines Begründungsprozesses liegt vornehmlich die Eigenartigkeit der Gedankenstruktur Luthers als "Zwei-Reiche-Lehre" zugrunde.